

令和4年

12月農業委員会総会議事録

■日時	2022年（令和4年）12月14日（水）14：30～14：55	反訳：株式会社
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（9名）</p> <p>1 橋本 卓爾 3 西辻 達佳 5 田口 榮男</p> <p>6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 福本 敏行 10 飯阪 保</p> <p>11 森 勝義 12 友田 博文 13</p> <p>[欠席委員] 計（4名）</p> <p>1 若林 主治 3 辻野 清一 8 岡田 如弘 13 式森 彦人</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>藤原美津子 富永 利幸 西川 秀士 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による受理の取消について</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

#### ■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和4年12月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>では、早速ですけれども、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は9名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番、若林委員、3番、辻野委員、8番、岡田委員、13番、式森委員です。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
友田会長	<p>それでは、引き続き友田会長、議事進行をよろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名人には、4番、西辻達佳委員さん、5番、田口榮男委員さんの御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>12月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第4号となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 3 件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、1 番、室堂町、下宮町の物件につきましては、私が農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となりますので、藤原副会長へ議事の進行をお願いしまして、しばらく私は退席させていただきます。

では、藤原副会長、お願いします。

(友田会長退室)

藤原副会長

それでは、これより私が議事進行を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第 1 号、1 番、室堂町、下宮町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は室堂町、下宮町で、地目は田 2 筆、畑 1 筆、面積は合わせて 9 5 7 m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から 5. 1 km、軽トラックで 1 2 分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は 1 2 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用します」とのことです。

続きまして、地区担当の前田委員、飯阪委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、保全管理、一部粟栽培されている農地であり、譲渡人、譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第1号、1番につきましては、許可することに決定いたします。</p> <p>しばらくお待ちください。</p> <p>(友田会長入室)</p>
友田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続きまして、議事を進めさせていただきます。</p>
事務局	<p>次に、議案第1号、2番、浦田町の物件につきまして、事務局から説明願います。</p> <p>議案書3ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>当該申請については、令和4年12月9日付で取下げ申請がありましたので御報告いたします。</p>
友田会長	<p>分かりました。</p> <p>次に、議案第1号、3番、国分町の物件につきまして、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書3ページ、3番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は国分町で、地目は畑2筆、田4筆、面積は合わせて1,861㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から7km、車で30分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は80日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「畑作をするため周辺の農地への影響を及ぼすことはない、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地を確認したところ、遊休地で草刈りをしていました。譲渡人と譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地でジャガイモなどの作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたしま</p>

す。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画20件を別表のとおり定めるものといたします。

議案第2号、1番から18番まで、国分町、黒石町、平井町及び納花町の物件につきましては、田口委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

（田口委員退室）

事務局から説明願います。

事務局 議案書5ページから9ページ、1番から18番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は国分町、黒石町、平井町及び納花町で、地目は田41筆、面積は合わせて35,051㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培後の農地であり、貸し手、借り手に電話で意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培を行うことを確認いたしました。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、1番から18番については許可することに決定いたします。

（田口委員入室）

それでは、議案第2号、19番、20番、下宮町、仏並町の物件につきまして、飯阪委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事が終わるまで退席となります。

（飯阪委員退室）

事務局

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

議案書9ページ、19番、20番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は下宮町、仏並町で、地目は田1筆、畑1筆、面積は合わせて2,010㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理と作付の準備をされている農地であり、貸し手には電話で申請地を貸すことに同意されていることを確認し、借り手は申請地で新規就農の研修及び試験栽培の農地として活用するとのことです。申請どおり問題なしと判断します」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、ありがとうございます。

議案第2号、19番、20番については許可することに決定いたします。

(飯阪委員入室)

議案書10ページをお願いします。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、適格者証明願1件に関する願出を別表のとおり定めるものといたします。

議案書11ページ、議案第3号、1番、池田下町、若樫町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書11ページ、1番について説明させていただきます。

物件は池田下町、若樫町で、地目は田3筆、畑16筆、面積は合わせて21,799㎡でございます。

被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりとなっております。

また、地区担当、藤原副会長、辻推進委員と現地調査を行いましたところ、タケノコ栽培、果樹栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

友田会長

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、1番については承認することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書12ページ、報告第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認  
について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定  
の適用を受けた特例農地の利用状況3件について、別表のとおり確認するものとしま  
す。

議案書13ページを御参照ください。

次に、議案書14ページ、報告第2号 農地法第4条の規定による受理の取消につ  
いて、受理取消届1件に関する届出を受理しましたので報告いたします。

議案書15ページを御参照ください。

次に、議案書16ページを御覧ください。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農  
地を農地以外の用途に転用6件を、専決により受理しましたので報告いたします。

議案書17ページを御参照ください。

議案書18ページ、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専  
決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権の移転6件、専決に  
より受理しましたので報告いたします。

議案書19ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

そのほか、何か御質問がありましたらお受けさせていただきたいと思っておりますけれど  
も、何かございませんか。

(質問なし)

ございませんか。

なければ、本日の農業委員会を終了させていただきます。

ほんまに寒い中、お忙しい中、誠にありがとうございました。寒くなりますけれど  
も、気をつけて、御健康にお過ごしして正月を迎えてくださいますようお願いいたし  
ます。

それじゃ、以上で終わります。ありがとうございました。

閉会時間 14時55分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員